

入 札 公 告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 8 年 7 月 3 0 日
公益財団法人宮崎県産業振興機構
理事長 丸山 裕太郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 パーソナルコンピュータ（計 1 1 台）の賃貸借及び保守等
- (2) 数 量 パーソナルコンピュータ 1 1 台
- (3) 仕 様 仕様書のとおり
- (4) 契約期間 令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 2 年 9 月 3 0 日まで（4 8 か月）
- (5) 納入場所 公益財団法人宮崎県産業振興機構
- (6) 契約に係る特記事項

ア この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 1 7 年宮崎県条例第 8 1 号）第 2 条第 1 項第 6 号の規定による契約であり、機構は、（4）の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

（ア）本件契約の相手方が本件契約に違反した場合。

（イ）本契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有する者であると認められた場合。

イ 機構は、アの契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次の要件をすべて満たす者とする。

ア 宮崎県の「競争入札参加資格者名簿」のうち、「サービス（役務の提供）に関する業種」の R-0 1（各種電算機器類の賃貸業務）に登載されている者であること。

イ 九州管内に本店又は支店（営業所を含む）を有する者であること。

ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のメンテナンス等を、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

カ 宮崎県から、宮崎県の物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 4 6 年宮崎県告示第 9 3 号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

キ 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。

ク 宮崎県暴力団排除条例（平成 2 3 年宮崎県条例第 1 8 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者でないこと。

ケ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これ

らを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

- (2) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(様式1)を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。提出期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出場所

〒880-0303 宮崎市佐土原町東上那珂 16500 番地 2
公益財団法人宮崎県産業振興機構 総務企画課

イ 提出期限

令和8年8月13日(木)午後5時

ウ 提出方法

持参又は郵送(郵送にあつては、書留郵便に限る。)

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場 所 公益財団法人宮崎県産業振興機構 総務企画課
(2) 期 間 令和8年7月30日から令和8年8月19日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

4 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場 所 3(1)に同じ
(2) 期 間 3(2)に同じ

5 入札説明会及び質問

入札説明会は実施しない。

ただし、本件入札に関する質問については、令和8年8月6日(木)午後5時まで受け付ける。

6 入札・開札の場所及び日時

- (1) 場 所 公益財団法人宮崎県産業振興機構 1階小研修室
(2) 日 時 令和8年8月20日(木) 午前10時
(3) その他 入札・開札には入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。
開札により落札者がいない場合は、再度入札を行う。

7 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書の「10 入札保証金及び契約保証金」に記載のとおりとする。

8 入札の無効に関する事項

入札説明書の「11 入札の効力」に記載のある入札は、無効とする。

9 落札者の決定の方法

落札決定方法は、その総額(契約期間全体における総額)が、予定価格の範囲内で、

かつ最低限の額を提示した入札者を落札者とする。

なお、総額が同額となった場合には、くじにより落札者を決定するものとする。

10 その他

その他、この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。